第1章 総論

節

第1節 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下『障害者総合支援法』という。)」に基づき、国や道の指針に即して、本市における障がい者などの地域生活での支援や一般就労へ移行するための支援などに向けて達成すべき目標値を設定するとともに、定められた計画の期間における障害福祉サービス等の見込量のほか、必要となる施策の方向性を定めるものです。

これまで、本市では「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の「国際障害者年」を契機に、「障害者に関する長期行動計画(昭和57年度~平成3年度)」、「障害者福祉計画(平成5年度~平成24年度)」、「障害者福祉計画(平成15年度~平成24年度)」、平成21年3月に「障害者福祉計画(平成15年度~平成24年度)」の見直しを行い、当時の障害者自立支援法に基づく「第2期障害福祉計画」と一体化した「室蘭市障害者支援計画(平成21年度~平成26年度)」が策定されました。

そして前回計画の障害者総合支援法に基づく「第2期室蘭市障がい者支援計画(平成27年度~平成32(令和2)年度)」の策定を経て、障がいのある人もない人も共に生活できるような社会を築くという「ノーマライゼーション」の理念を基本的目標とし、障害福祉に関する総合的な各種施策の推進に取り組んできたところです。

こうした障害福祉に関する各種施策の推進への取り組みにあたっては、これまでの計画における数値目標や障害福祉サービス等の見込量の達成状況を定期的に調査・分析を行ったうえで評価と課題を整理し、時には必要に応じた見直しを行いながら、現在に至るまでに一定の成果を上げてきました。

今後については、障害の重度化・重複化に加え、障がい者のニーズの多様化など、日々めまぐるしく変化する障がい者を取り巻く環境や制度の状況にも対応しながら、サービスの質の確保や提供体制の整備を図るためにもさらなる施策の推進が求められています。

また、近年、国際的にも共通の新たな取組みとなる持続可能な開発目標(SDGs:エス・ディ・ジーズ)に沿った活動の進展に伴い、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。

そして、本計画の上位計画にあたる「第6次室蘭市総合計画」や「第2期室蘭市地域福祉計画」と同様の考え方を持ちながら、引き続き、国や道の障がい者施策の動向や指針等を踏まえつつ、本計画の基本理念として掲げる、障がいのある人もない人も「地域でともに支え合い、健やかで、自分らしく、安心して暮らせる社会の実現」を目指し、令和3年度からの新たな計画となる「第3期室蘭市障がい者支援計画」を策定することとしました。

2 これまでの主な法や制度等の流れ(平成15年度~)

年	月	動き(■・・・国、◆・・・道、●・・・室蘭市、★・・・世界)
平成 15	4 4 4	 ■ 措置制度から支援費制度へ ・行政による措置から利用者の自己決定や選択を尊重した契約制度へ ◆「北海道障害者基本計画」(平成15年度~平成24年度) ●「障害者福祉計画」(平成15年度~平成24年度)
平成 17	10	■「障害者自立支援法」成立(平成18年4月施行) ・支援費制度から新たなサービス体系へと再構築され新たな仕組みが導入 ・身体障害、知的障害、精神障害の三障害のサービスの一元化 ・応能負担から応益負担への転換 ・支援の必要度に関する客観的な尺度として「障害程度区分」の導入など
平成 18	6	■「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」 成立(平成18年12月施行)
平成 21	4 4	◆「北海道障がい者条例」制定 ● 室蘭市障害者支援計画(平成21年度~平成26年度)
平成22	12	■「障害者自立支援法」改正 ・障がい者の範囲の見直しにより発達障がい者を障害福祉サービスの対象 化など
平成 23	7	 ■「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」成立(平成24年10月施行)※1 ・障害者虐待を発見した場合の通報義務化 ・市町村虐待防止センターの設置など ■「障害者基本法」一部改正(平成24年8月一部施行) ・障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生などが規定化など
平成 24	6	 ■「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達法)」成立(平成25年4月施行)※2 ・障害者就労施設等からの受注機会拡大について行政等に努力義務化など ■「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」成立(平成25年4月一部施行) ・障がい者の範囲見直しにより難病のある人を障害福祉サービスの対象へ・ケアホームのグループホームへの一元化(平成26年4月~) ・障害程度区分から障害支援区分への見直し(平成26年4月~)など

年	月	動き(■・・・国、◆・・・道、●・・・室蘭市、★・・・世界)
平成 25	6	 ◆「第2期北海道障がい者基本計画」(平成25年度~平成34(令和4)年度) ■「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」成立(平成28年4月施行)※3 ・障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止・障がい者に対する合理的配慮の不提供の禁止など ■「精神保健福祉法」一部改正(平成26年4月施行)・医療保護入院要件の見直しなど
平成 26	1 5	■「障害者権利条約」批准(平成26年2月発効)・すべての障がい者の人権や自由、平等を保障する国際的な条約■「障害者雇用促進法」一部改正(平成28年4月施行)・法定雇用率の算定基礎の見直しとして精神障がい者も対象化など
平成 27	4 9	●「第2期室蘭市障がい者支援計画(平成27年度~平成32(令和2)年度)」 ★ 多様性と包摂性のある社会の実現のため、持続可能な開発目標(SDGs)が国連サミットで採択
平成 28	4 5 5	 「室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例」(平成28年4月施行) □「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」一部改正 (平成30年4月一部施行) ・障がい者の望む地域生活の支援 ・障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備など ■「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
平成30	4	◆「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」施行 ◆「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」施行
令和2	6	■「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」成立
令和3	5	■「障害者差別解消法」一部改正(令和6年4月施行) ・民間の事業者の合理的配慮の提供が、法的義務となる
令和4	5 6 12	 □「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行 □「児童福祉法」一部改正(令和6年4月一部施行) ・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化など □「障害者総合支援法」一部改正(令和6年4月一部施行) ・障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進・障がい者等の地域生活の支援体制の充実など

- ※1・・・以下、「障害者虐待防止法」という。
- ※2・・・以下、「障害者優先調達法」という。
- ※3・・・以下、「障害者差別解消法」という。

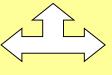
3 計画の位置付け

「室蘭市障がい者支援計画」は、障害者基本法に基づき、障がいのある人の施策の方向性などを定める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、障害福祉サービスごとに必要となる見込量などを定める「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

室蘭市障がい者支援計画

障害者計画部分 (基本計画)

障がいのある人の施策の方向性 などを定める基本的な計画



一体的に策定

障害福祉計画部分 障害児福祉計画部分 (実施計画)

障害福祉サービスごとに必要と なる見込量などを定める計画

この計画は、国の「障害者基本計画」と道の「北海道障がい者基本計画」並びに「北海道障がい福祉計画」を基本としています。

○障害者基本法

(障害者基本計画等)

- 第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。
- ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法) (市町村障害福祉計画)
- 第88条第1項 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保 その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」 という。)を定めるものとする。

○児童福祉法

(市町村障害児福祉計画)

第33条第20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援 の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する 計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

4 計画の期間及び見直し時期

計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、このうち、実施計画部分については、3年間とします。

年度	R3	R 4	R 5	R 6	R 7	R8			
第3期	基本計画(障害者基本法に基づく障害者計画)								
	実施計画(障害者総合支援法に基づく障害福祉計画)								
室蘭市障がい者	<	第6期計画	>	<第7期計画>					
支援計画	実施計画(児童福祉法に基づく障害児福祉計画)								
	<	第2期計画	>	<第3期計画>					

< 実施計画(障害福祉計画)の位置付け >

- ○第1期実施計画 ~ 平成18年度策定の『室蘭市障害福祉計画(第1期 H18~H20)』
- ○第2期実施計画 ~ 平成20年度策定の「室蘭市障害者支援計画(H21~H26)」の 平成21年度から平成23年度にかかる『実施計画(H21~H23)』
- ○第3期実施計画 ~ 平成20年度策定の「室蘭市障害者支援計画(H21~H26)」の 平成24年度から平成26年度にかかる『実施計画(H24~H26)』
- ○第4期実施計画 ~ 平成26年度策定の「第2期室蘭市障がい者支援計画(H27~H32)」の 平成27年度から平成29年度にかかる『実施計画(H27~H29)』
- ○第5期実施計画 ~ 平成26年度策定の「第2期室蘭市障がい者支援計画(H27~H32)」の 平成30年度から平成32年度にかかる『実施計画(H30~H32)』
- ○第6期実施計画 ~ 令和2年度策定の「第3期室蘭市障がい者支援計画(R3~R8)」の 令和3年度から令和5年度にかかる『実施計画(R3~R5)』
- ○第7期実施計画 ~ 令和2年度策定の「第3期室蘭市障がい者支援計画(R3~R8)」の 令和6年度から令和8年度にかかる『実施計画(R6~R8)』

< 実施計画(障害児福祉計画)の位置付け >

- ○第1期実施計画 ~ 「第2期室蘭市障がい者支援計画(H27~H32)」の 平成30年度から平成32年度にかかる『実施計画(H30~H32)』
- ○第2期実施計画 ~ 「第3期室蘭市障がい者支援計画(R3~R8)」の令和3年度から令和5年度にかかる『実施計画(R3~R5)』
- ○第3期実施計画 ~ 「第3期室蘭市障がい者支援計画(R3~R8)」の令和6年度から令和8年度にかかる『実施計画(R6~R8)』

5 計画の策定体制

(1) 行政機関内部の策定体制

「第3期室蘭市障がい者支援計画」策定にあたり、庁内関係部所の職員からなる「障がい者支援計画策定会議」を組織しました。

(2)計画策定組織の設置

[室蘭市保健福祉推進審議会]

条例で設置されており、保健・医療・福祉の関係団体及び学識経験者で構成されている審議会で「第3期室蘭市障がい者支援計画」策定に関する審議を行いました。

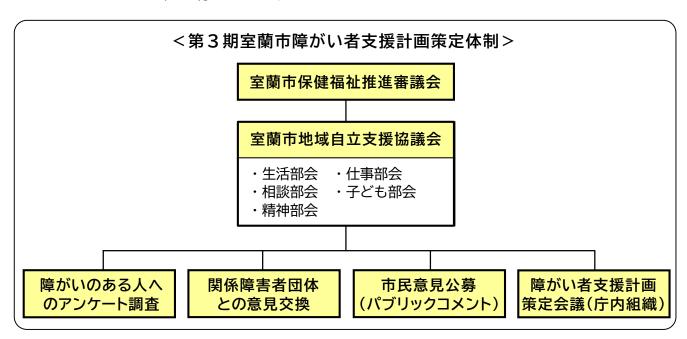
[室蘭市地域自立支援協議会]

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、 障害福祉団体などから推薦された委員により構成されており、相談支援事業をはじめと するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置していることから、 「第3期室蘭市障がい者支援計画」策定に関する協議を行いました。

(3) 市民の意見反映

市民の意見を反映するために、障がいのある人や、特別支援学校・特別支援学級在籍児童・生徒の保護者、市内で障害福祉サービス及び障害児福祉サービスを提供している法人などに対するアンケート調査を実施したほか、関係障害者団体との意見交換を行いました。

また、計画を素案段階で公表し、広く市民からの意見を把握するため市民意見公募(パブリックコメント)を行いました。



第2節 障がいのある人の状況

1 障がいのある人の推移

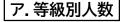
(1)身体障がいのある人の状況

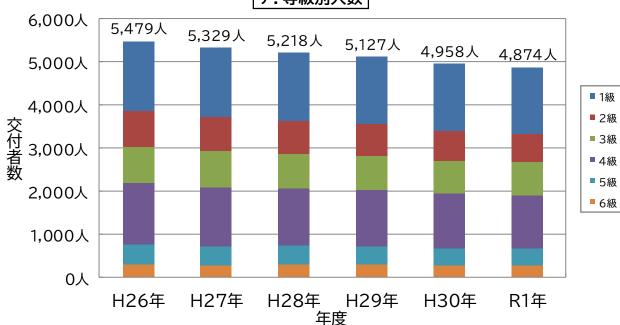
ア. 身体障害者手帳交付者数、等級別人数

令和元年度の身体障害者手帳交付者数は4,874人であり、平成26年度からの6年間で605人減少しています。

重度障害の1級の人は、69人減少となって1,540人になっていますが、交付者全体に占める比率は大きく、障害の重度化傾向が見受けられます。

等級	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
1級	1,609人	1,602人	1,577人	1,567人	1,545人	1,540人	△69人
2級	827人	791人	759人	740 人	693人	652人	△175 人
3級	853人	824人	807人	779 人	759人	765人	△88人
4級	1,420人	1,373人	1,331人	1,303人	1,274 人	1,241人	△179 人
5級	451人	442人	437人	436人	407人	395人	△56 人
6級	319人	297人	307人	302人	280人	281人	△38人
計	5,479人	5,329人	5,218人	5,127人	4,958人	4,874人	△605人





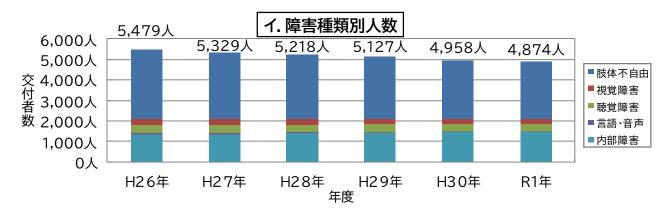
イ. 障害種類別人数

令和元年度の障害種類別人数は、肢体不自由が2,790人、視覚障害が244人、聴覚障害が322人、言語・音声機能障害が47人、内部障害が1,471人です。

内部障害は116人増加しており、全体的に内部障害のみが増加傾向にあります。

障害種別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
肢体不自由	3,367人	3,243人	3,119人	3,021人	2,867人	2,790 人	△577人
視覚障害	312人	299人	291人	279 人	251人	244 人	△68人
聴覚障害	385人	361人	364人	353人	333人	322人	△63人
言語・音声	60 人	54 人	54 人	51 人	46人	47人	△13 人
内部障害	1,355人	1,372人	1,390人	1,423人	1,461人	1,471人	116人
計	5,479 人	5,329人	5,218人	5,127人	4,958人	4,874人	△605人

(各年度末現在)

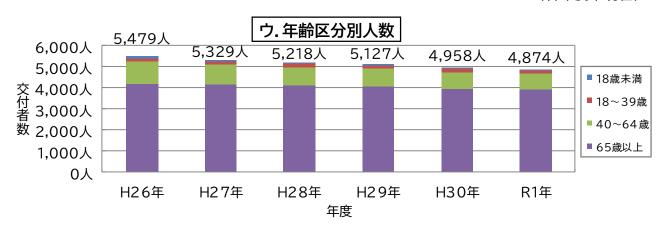


ウ. 年齢区分別人数

令和元年度の年齢区分別内訳は、18歳未満が38人、18歳~39歳が154人、40歳~64歳が753人、65歳以上が3,929人です。

減少割合は65歳以上が最も小さく、障がいのある人の高齢化の傾向がみられます。

	年齢区分別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
	18歳未満	55 人	48 人	43 人	36 人	36人	38人	△17 人
•	18~39歳	179 人	176人	177人	169人	165人	154 人	△25 人
4	40~64歳	1,051人	962人	895人	845 人	782人	753人	△298人
	65歳以上	4,194 人	4,143人	4,103人	4,077人	3,975人	3,929人	△265人
	計	5,479人	5,329人	5,218人	5,127人	4,958人	4,874 人	△605人



2

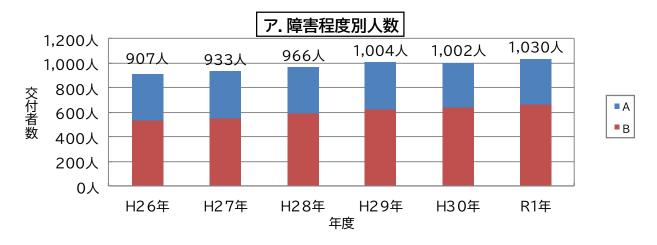
(2) 知的障がいのある人の状況

ア. 療育手帳交付者数、障害程度別人数

令和元年度の療育手帳交付者数は1,030人で、6年間で123人増加しています。 これは、知的障がいのある人が急激に増加したのではなく、様々な公的サービスを受けるために、療育手帳交付の申請をする人が増加しているものと考えられます。

程度区分別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
Α	376人	381人	378人	379 人	364人	362人	△14 人
В	531人	552人	588人	625人	638人	668人	137人
計	907人	933人	966人	1,004人	1,002人	1,030人	123人

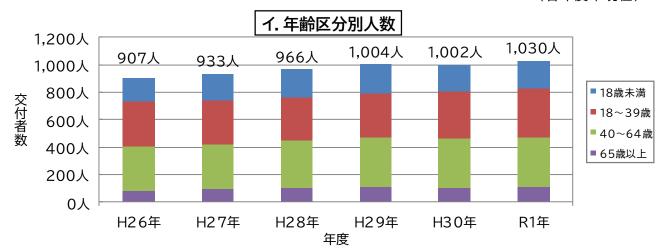
(各年度末現在)



イ. 年齢区分別人数

令和元年度の年齢区分別増減内訳は、18歳未満が30人、18歳~39歳が28人、40歳~64歳が37人、65歳以上が28人であり、全体的に増加がみられます。

			-				
年齢区分別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R 1年	6年間の増減
18歳未満	172人	192人	199人	211人	195人	202人	30人
18~39歳	327人	322人	317人	321人	342人	355人	28人
40~64歳	322人	322人	347人	360人	356人	359人	37人
65歳以上	86人	97人	103人	112人	109人	114人	28人
計	907人	933人	966人	1,004人	1,002人	1,030人	123人



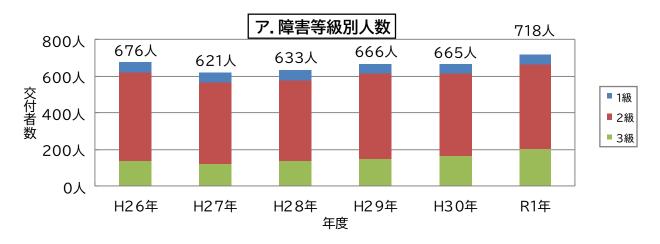
(3)精神障がいのある人の状況

ア. 精神障害者保健福祉手帳交付者数、障害等級別人数

令和元年度の精神障害者保健福祉手帳交付者数は718人であり、6年間で42人増加しています。

等級別	H26年	H 2 7年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
1級	54 人	52 人	54 人	51人	48 人	51人	△3 人
2級	484 人	446人	441人	463人	450 人	462人	△22人
3級	138人	123人	138人	152人	167人	205人	67人
計	676人	621人	633人	666人	665人	718人	42人

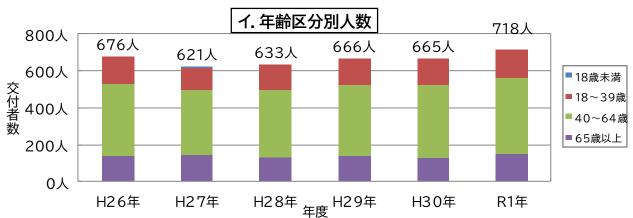
(各年度末現在)



イ. 年齢区分別人数

令和元年度の年齢区分別内訳は、18歳未満が0人、18歳~39歳が156人、40歳~64歳が412人、65歳以上が150人であり、全体的に増加がみられます。

年齢区分別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
18歳未満	1人	1人	1人	0人	0人	0人	△1人
18~39歳	146人	122人	134 人	141人	139人	156人	10 人
40~64歳	393人	353人	363人	389人	397人	412人	19人
65歳以上	136人	145人	135人	136人	129人	150人	14 人
計	676人	621人	633人	666人	665人	718人	42人



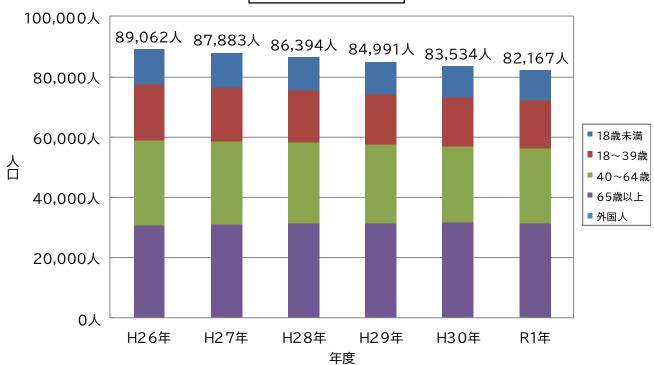
(参考) 室蘭市の人口推移

令和元年度の室蘭市における人口は82,167人で、6年間で6,895人減少しています。

年齢区分別	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	6年間の増減
18歳未満	11,478人	11,312人	10,980人	10,714 人	10,363人	9,967人	△1,511 人
18~39歳	18,511人	17,895人	17,192人	16,728人	16,121人	15,853人	△2,658人
40~64歳	28,353人	27,485人	26,760 人	26,027人	25,490人	24,998 人	△3,355人
65歳以上	30,451人	30,877人	31,129 人	31,186人	31,176人	30,915人	464 人
外国人	269人	314人	333人	336人	384人	434人	165人
計	89,062人	87,883人	86,394人	84,991人	83,534人	82,167人	△6,895人

(各年度末現在)

室蘭市の人口の推移



2 アンケート調査の実施

(1)調査の目的

本調査は、障がいのある人を対象に、日常の生活実態や各種障害福祉サービスの利用 状況等を把握し、第3期室蘭市障がい者支援計画作成のための基礎資料として実施しま した。

(2)調査の実施内容

ア. 障害者手帳所持者等

- ○調査時期 ~ 令和2年8月14日から令和2年8月31日
- ○調査対象 ~ 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付者の 約20% (年齢・障害程度等で按分)
- ○調査数 ~ 1,275人(身体966人、知的165人、精神144人)
- ○調査方法 ~ 郵送方式による調査

イ. 特別支援学級・特別支援学校在籍者、子ども発達支援センター通所児

- ○調査時期 ~ 令和2年7月22日から令和2年8月17日
- ○調査対象 ~ 市内小中学校特別支援学級在籍児童・生徒、本市出身の特別支援学校 (室蘭養護学校、伊達高等養護学校、室蘭聾学校)在籍児童・生徒、 子ども発達支援センター通所児
- 〇調査数 ~ 428人(特別支援学級在籍児童・生徒272人、特別支援学校在籍 児童・生徒97人、子ども発達支援センター通所児59人)
- ○調査方法 ~ 調査票の配布は各学校・施設へ依頼、返信用封筒により郵送回収

ウ. 障害者福祉サービス、障害児福祉サービスを提供している法人等関係機関

- ○調査時期 ~ 令和2年9月7日から令和2年9月18日
- ○調査対象 ~ 市内で障害福祉サービス及び障害児福祉サービスを提供している法人
- ○調査数 ~ 28法人
- ○調査方法 ~ メール又は郵送による調査

(3)調査回収結果

調査対象	アンケート 配布数	アンケート 回答数	有効回収率
障がい者	1,275	635	49.8%
障がい児	4 2 8	182	42.5%
法人等関係機関	28	1 5	53.6%

3 障害者関係団体との意見交換

第3期室蘭市障がい者支援計画を作成するにあたり、市内の障害者団体や障害福祉サービス事業所など28団体と個別に意見交換を実施しました。

主な意見は次のとおりです。

(1) 障がいのある人のための障害福祉サービスの充実

- ① 障害特性に配慮したグループホーム等の整備について
- ② 重度障がい者が通所できる施設の充実について
- ③ 医療的ケアやジェンダー等のニーズに応えられる短期入所施設の充実について
- ④ 地域生活支援拠点整備体制の強化について
- ⑤ 地域活動支援センターへの看護師や理学療法士等専門職員の配置について
- ⑥ 共生型・多機能型施設の推進について
- ⑦ 出会い・交流等、趣味を活かせるような集いの場となるサロンの開設について
- ⑧ 放課後等デイサービスの適正利用ができるような体制整備について
- ⑨ 保育所・幼稚園、小中学校等各教育機関との連携強化について
- ⑩ ライフステージに応じた切れ間のない継続的支援体制の強化について

(2) 障がいのある人のための就労に関する体制づくり

- ① 障がい者を一般就労につなげるための行政の支援について
- ② 行政機関や企業側の障がい者雇用に対する理解促進について
- ③ 障がい者の一般就労にかかわる専門相談の充実について
- ④ 障がい者の雇用に関する制度周知について
- ⑤ 障がい者を雇用する企業への支援について
- ⑥ 優先調達法の推進による福祉的就労事業所への発注強化について
- ⑦ 授産製品の販売支援(販売先との調整、広報活動等)について
- ⑧ 就労支援を行う専門職員の確保に向けた取り組みについて
- ⑨ 施設外就労場所の確保、トライアル雇用実施企業開拓支援について
- ⑩ 児童の時点から(一般・福祉的)就労を視野に入れた支援体制の構築について

(3)その他、各種障害福祉関連情報や制度等に関する意見

- ① 災害時の情報伝達や防災対策、避難時の支援方法等について
- ② 基幹相談支援センターを含む相談支援事業所などへの幅広い周知について
- ③ 障害者手帳の取得など各種手続き内容の周知について
- ④ 障害者理解を深めるための普及啓発について
- ⑤ 各種障害者団体の活動内容や各種障害者イベント関連情報の周知について

第3節 これまでに新規・拡充された主な施策や制度等の内容 (第2期障がい者支援計画期間(平成27年度~令和2年度))

1 生活支援

(1) 生活支援体制整備の充実・地域移行支援の充実

- 平成23年度から、障がいのある人の生活の場を、住み慣れた地域に確保するため、 障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置するグループホームに対する整備 費助成を開始(平成27年度から、令和2年度までの6年間で3か所の整備費助成を 実施)。
- 令和元年度に地域自立支援協議会における専門部会として新たに精神部会を新設。
- 令和元年度から、地域生活支援拠点又は居住支援のための機能を備えた複数の事業所等による面的な体制の整備を行う地域生活支援拠点整備等の開始。

(2)相談支援体制・地域移行支援の充実

- 令和元年度に障がい者や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供や助言、 サービスの利用援助等を行なう基幹相談支援センターの体制強化のため、専門相談員 を増員したうえ、新たに市内2か所目となる基幹相談支援センターとして、精神障が いのある人の相談を主とする『室蘭市相談支援センターらん』を設置。
- 令和元年度に基幹相談支援センターの運営や障がいのある人の地域移行や地域定着に対応する相談支援員を2名配置(8名体制へ)。

(3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

- (再掲)平成23年度から、障がいのある人の生活の場を、住み慣れた地域に確保するため、障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置するグループホームに対する整備費助成を開始(平成27年度から、令和2年度までの6年間で3か所の整備費助成を実施)。
- 平成27年度から、市内在宅重度障がい者の入浴サービスの利用の充実強化を図るため室蘭市障害者福祉総合センターにおける入浴サービスの1日あたりの利用定員を 4人から5人へ拡大。
- 平成28年度から、身体障害者手帳の交付基準に該当しない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成を開始。
- 平成28年度から、障害者総合支援法の対象となる指定難病について随時見直しが行われ、 令和2年度までに361疾病が対象となる。
- 平成30年度に室蘭市障害者活動支援施設あけぼのが民間移譲される。

節

- 平成30年度から、成長に伴って短期間での交換が必要となる障がい児などの便宜を図ることを目的として補装具借受け制度が開始となる。
- ◆ 令和2年度に就労継続支援A型事業所が市内1事業所となる。
- 令和2年度に就労継続支援B型事業所が市内11事業所となる。
- ◆ 令和2年度に生活介護事業所が市内5事業所となり、うち入浴可能な生活介護事業所が計3 事業所となる。
- 令和2年度に就労移行支援事業所が市内1事業所となる。
- ◆ 令和2年度に就労定着支援事業所が市内1事業所となる。
- ◆ 令和2年度に居宅介護事業所が市内13事業所となる。
- 令和2年度に移動支援事業所が市内12事業所となる。

(4)人材の養成・確保

● 令和元年度に手話通訳者に限定していた「室蘭市手話通訳者養成講座に係る研修助成金」を 要約筆記支援者においても適用を拡大。

(5) 生活安定施策の推進

- (再掲) 平成23年度から、障がいのある人の生活の場を、住み慣れた地域に確保するため、障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置するグループホームに対する整備費助成を開始(平成27年度から、令和2年度までの6年間で3か所の整備費助成を実施)。
- 平成27年度から、災害対策基本法改正に基づき、避難行動要支援者の名簿作成が市町村に義務付けされたことを受け、対象となる本人の意思確認実施のうえ、名簿作成を開始。
- 平成28年度から、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的に「室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例」を制定し施行。
- 平成28年度から、意思疎通支援協力員の安定的確保に資するため、支援協力報償について時給780円から時給1,040円へ単価の改定を実施。
- 平成30年度から、社会的インフラである電話が、手話を必要とする人にも使える環境を目指し、テレビ電話機能を用いた手話による電話リレーサービス(通称「しゅわでん」)を開始。
- 平成30年度から、高額障害福祉サービス費の支給対象者を拡大。
- ◆ 令和元年度から、未就学児への児童発達支援等の利用者負担の無償化が開始。

● (再掲)令和元年度に障がい者や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供や助言、サービスの利用援助等を行なう基幹相談支援センターの体制強化のため、専門相談員を増員したうえ、新たに市内2か所目となる基幹相談支援センターとして、精神障がいのある人の相談を主とする『室蘭市相談支援センターらん』を設置。

2 保健・医療

(1)障害の原因となる疾病等の予防

● 令和2年度に医療的ケア児等への新型コロナウイルス感染症に係る手指消毒用エタ ノールの無料配布。

(2)適切な保健サービス等の提供

※ 新規・拡充された施策や制度等の特記なし。

(3)精神障がいのある人や難病のある人等、障がいの特性に応じた支援の充実

- (再掲)平成28年度から、障害者総合支援法の対象となる指定難病について随時見直しが 行われ、令和2年度までに361疾病が対象となる。
- (再掲)令和元年度に地域自立支援協議会における専門部会として新たに精神部会を 新設。
- (再掲)令和元年度に障がい者や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報提供や助言、サービスの利用援助等を行なう基幹相談支援センターの体制強化のため、専門相談員を増員したうえ、新たに市内2か所目となる基幹相談支援センターとして、精神障がいのある人の相談を主とする『室蘭市相談支援センターらん』を設置。

3 療育・教育

(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実

- 平成27年度から、障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設において障がい児本人及び訪問先のスタッフに対する支援を行なう保育所等訪問支援事業を開始。
- (再掲)令和元年度から、未就学児への児童発達支援等の利用者負担の無償化が開始。
- (再掲)平成28年度から、身体障害者手帳の交付基準に該当しない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費用の一部助成を開始。

3

(2)保育・学校教育の充実

- (再掲) 平成27年度から、障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設において障がい児本人及び訪問先のスタッフに対する支援を行なう保育所等訪問支援事業を開始。
- 平成27年度から、放課後における居場所確保・充実に資する放課後児童対策事業強化のため、障がい児に対する支援員の配置基準を見直し。
- 通常学級に在籍する発達障がいの児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒に対する特別 支援教育支援員を配置。

平成27年度:44名、平成28年度:49名、平成29年度:48名、

平成30年度:46名、令和元年度:45名、令和2年度:44名

- (再掲)令和元年度から、未就学児への児童発達支援等の利用者負担の無償化が開始。
- 令和2年度現在、喜門岱小学校を除く全小中学校16校に知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級を設置。
- 令和2年度現在、海陽小学校に肢体不自由特別支援学級を設置。
- 令和2年度現在、旭ヶ丘小学校・蘭北小学校・白蘭小学校・室蘭西中学校・星蘭中学校・東明中学校・本室蘭中学校の7校に病弱・身体虚弱特別支援学級を設置。
- 令和2年度現在、地球岬小学校に弱視特別支援学級を設置。
- 令和2年度現在、海陽小学校・白蘭小学校の2校に難聴特別支援学級を設置。

(3) 医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

● (再掲)令和2年度に医療的ケア児等への新型コロナウイルス感染症に係る手指消毒 用エタノールの無料配布。

4 就労支援

(1) 一般就労の推進

- 平成30年度から、精神障がい者の雇用義務化や合理的配慮などを義務化について障害者雇用促進法に追加。
- 平成30年度から、改正障害者総合支援法に基づき、一般就労に就いた障がいのある 人の定着を支援する就労定着支援事業所が開設される。
- (再掲)令和2年度に就労移行支援事業所が市内1事業所となる。
- (再掲)令和2年度に就労定着支援事業所が市内1事業所となる。

(2) 多様な就労の機会の確保

● 平成30年度に障がい者を雇用している企業の担当者によるシンポジウムのほか、障がい者の雇用に関心がある市内企業や団体等を対象にした、市内の福祉的就労事業の見学会を実施。

(3)福祉的就労の充実

- 平成29年度に市内障害者就労施設における提供役務や授産品等の受注促進力タログを作成し、一般企業向けに配付(※令和元年度に更新)。
- (再掲)令和2年度に就労継続支援A型事業所が市内1事業所となる。
- (再掲)令和2年度に就労継続支援B型事業所が市内11事業所となる。
- (再掲)平成30年度に室蘭市障害者活動支援施設あけぼのが民間移譲される。

5 社会参加

(1) 社会参加の促進

- 平成25年度から、一般市民を対象とした、障がい者に関する理解促進を図るための研修会を開始。(平成27年度以降も毎年実施継続)。
- 平成28年度からの障害者差別解消法施行に伴い、法制定に係る制度の周知・普及を 図るリーフレットを作成し、広報誌折り込みにより市民周知を実施。
- (再掲)平成28年度から、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的に「室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例」を制定し施行。
- 平成28年度の手話条例制定を受け、手話の普及啓発及び手話奉仕員の安定した確保を図るため、理解促進事業として手話普及リーフレット、ポスター等を作成・配付を実施したほか、 意思疎通支援員養成講座の開始、手話通訳者養成講座受講費に対する助成制度を創設。
- 平成28年度の手話条例制定を受け、市ホームページ内での手話講座動画配信を実施。
- 平成30年度から、市内小中学校等、保育所(園)、幼稚園、町内会、自治会向け手 話出前講座を市の事業と位置づけ開始。耳が不自由な方へのより一層の理解促進を図 る。

(2) スポーツ・文化活動の振興

● 指定管理事業者である一般社団法人室蘭身体障害者福祉協会で、室蘭障がい者スポーツ協会 及びスポーツ関係団体との協働により、各種障害者スポーツ大会への選手派遣を行うほか、 支援団体等との連携により趣向を変えながら各種行事を開催。(毎年実施)

これまでに新規・拡充された主な施策や制度等の内容

第 3

節

(3) 障害者団体との連携

● (再掲)指定管理事業者である一般社団法人室蘭身体障害者福祉協会で、室蘭障がい者スポーツ協会及びスポーツ関係団体との協働により、各種障害者スポーツ大会への選手派遣を行うほか、支援団体等との連携により趣向を変えながら各種行事を開催。(毎年実施)

6 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1)権利擁護の推進・虐待の防止

- 平成28年度から、西胆振2市3町(室蘭市、登別市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町)が実施する権利擁護支援における成年後見制度利用の総合的な推進を図るため、室蘭市と社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会が設置運営する室蘭成年後見支援センターが始動。
- 平成28年度から、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定した障害者差別解消法が施行。
- (再掲)平成30年度から、精神障がい者の雇用義務化や合理的配慮などを義務化について障害者雇用促進法に追加。

(2) 成年後見制度等の活用促進

● (再掲)平成28年度から、西胆振2市3町(室蘭市、登別市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町)が実施する権利擁護支援における成年後見制度利用の総合的な推進を図るため、室蘭市と社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会が設置運営する室蘭成年後見支援センターが始動。

(3)障害者理解の促進

- (再掲)平成28年度から、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的に「室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例」を制定し施行。
- (再掲)平成28年度から、障がいのある人に対する「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別と規定した障害者差別解消法が施行。
- (再掲)平成28年度の手話条例制定を受け、手話の普及啓発及び手話奉仕員の安定した確保を図るため、理解促進事業として手話普及リーフレット、ポスター等を作成・配付を実施したほか、意思疎通支援員養成講座の開始、手話通訳者養成講座受講費に対する助成制度を創設。
- (再掲)平成28年度の手話条例制定を受け、市ホームページ内での手話講座動画配信を実施。

- (再掲)平成29年度に市内障害者就労施設における提供役務や授産品等の受注促進 カタログを作成し、一般企業向けに配付(※令和元年度に更新)。
- (再掲)平成30年度に障がい者を雇用している企業の担当者によるシンポジウムのほか、 障がい者の雇用に関心がある市内企業や団体等を対象にした、市内の福祉的就労事業の見学 会を実施。
- (再掲)平成30年度から、市内小中学校等、保育所(園)、幼稚園、町内会、自治 会向け手話出前講座を市の事業と位置づけ開始。耳が不自由な方へのより一層の理解 促進を図る。

(4) 地域福祉活動の推進

※新規・拡充された施策や制度等の特記なし

7 生活環境

(1)住まいのための環境整備

● (再掲)平成23年度から、障がいのある人の生活の場を、住み慣れた地域に確保するため、障害福祉サービス提供事業所が市内に新たに設置するグループホームに対する整備費助成を開始(平成27年度から、令和2年度までの6年間で3か所の整備費助成を実施)。

(2)移動・交通のバリアフリーの推進

● 市内公共施設のうち、20施設26か所のトイレをオストメイト対応トイレとして整備済み。(令和元年11月現在)

(3) 防災・防犯対策の推進

● (再掲)平成27年度から、災害対策基本法改正に基づき、避難行動要支援者の名簿 作成が市町村に義務付けされたことを受け、対象となる本人の意思確認実施のうえ、 名簿作成を開始。

こ れ

までに

新規・拡充された主な施策や制度等

8 情報・意思疎通支援

(1)情報通信におけるバリアフリーの推進

- (再掲)平成28年度から、手話が言語であるという認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的に「室蘭市みんなの心をつなぐ手話言語条例」を制定し施行。
- (再掲)平成30年度から、社会的インフラである電話が、手話を必要とする人にも 使える環境を目指し、テレビ電話機能を用いた手話による電話リレーサービス(通称 「しゅわでん」)を開始。

(2) 意思疎通支援の充実

- (再掲)平成28年度の手話条例制定を受け、手話の普及啓発及び手話奉仕員の安定した確保を図るため、理解促進事業として手話普及リーフレット、ポスター等を作成・配付を実施したほか、意思疎通支援員養成講座の開始、手話通訳者養成講座受講費に対する助成制度を創設。
- (再掲)平成28年度から、意思疎通支援協力員の安定的確保に資するため、支援協力報償について時給780円から時給1,040円へ単価を改定を実施。
- (再掲)平成28年度の手話条例制定を受け、市ホームページ内での手話講座動画配信を実施。
- (再掲)平成30年度から、社会的インフラである電話が、手話を必要とする人にも 使える環境を目指し、テレビ電話機能を用いた手話による電話リレーサービス(通称 「しゅわでん」)を開始。
- (再掲)平成30年度から、市内小中学校等・保育所(園)、幼稚園、町内会、自治会向けの手話出前講座を市の事業と位置づけ開始。耳が不自由な方へのより一層の理解の促進を図る。
- (再掲)令和元年度から手話通訳者に限定していた「室蘭市手話通訳者養成講座に係る研修助成金」を要約筆記支援者においても適用を拡大。